

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

OCTOBER 16TH 2019

■ TOPICS

- 米国と中国は「第1段階」の通商合意に到達

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 米中間僚級協議 部分合意に到達 関税合戦の更なる激化は一旦回避
- 米国の対中制裁関税 新たに適用除外 203 品目発表
- 9月 輸出は前年同月比▲3.2% 輸入は同▲8.5%

【産 業】

- 国慶節連休中の小売・飲食の消費額 前年比 8.5%増 映画興収は 129.0%増
- 健康産業の発展 2022 年までの行動プラン発表

【金融・為替】

- 9月の外貨準備高 2ヶ月ぶりに減少

■ RMB REVIEW

- 米中協議次第で反発余地も限定的か

■ EXPERT VIEW

- 不正競争防止法（営業秘密関連規定）の改正と実務への影響

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

TOPICS

米国と中国は「第 1 段階」の通商合意に到達

MUFG Union Bank, N.A.
Economic Research NY
Director and Chief U.S. Economist

栗原 浩史

【要旨】

- ◇ 米国と中国は 10 月 10 日・11 日に閣僚級通商協議を開催し、トランプ大統領によれば両国は「第 1 段階」の通商合意に到達した。今後 3~5 週間以内に合意文書を作成した上で、11 月中旬の APEC 首脳会議の際に両国首脳による署名を目指す。第 1 段階の合意文書署名後、両国は第 2 段階の合意に向け再び通商協議を進める。
- ◇ 今回の協議では米中双方が歩み寄った印象を受ける。まずトランプ大統領が包括的な合意を断念して部分合意を受け入れた背景には、最近の一部経済指標の軟化を受けて米国景気の先行きに対して警戒を強めた可能性や、「ウクライナ疑惑」を受けて下院民主党が弾劾調査を進めるなか経済政策の実績をアピールする必要に迫られた可能性等が考えられる。また中国が、発動済の関税が撤回されないにも関わらず部分合意を受け入れた背景には、景気減速が続くなか米国による更なる追加関税を回避する必要や、香港における抗議デモの深刻化が影響した可能性も考えられる。
- ◇ 今回の協議の結果は、貿易摩擦の更なる激化が一先ず回避された点では好ましいと受け止められる一方、第 1 段階の合意文書が署名されても発動済の関税が撤回されるわけではないため両国経済へのプラス影響は限定的と捉えられよう。
- ◇ 今後について、目先は第 1 段階の合意文書が署名されるかどうかを注視することになる。トランプ大統領・劉副首相ともに合意内容について自国内で反対にあう可能性や、例えば合意文書署名前に弾劾機運が短期間で後退した場合にトランプ大統領が部分合意ではなく包括的な合意を再度志向する可能性等も否定はできない。
- ◇ 第 1 段階の合意文書が署名されれば第 2 段階の合意に向けて協議を進めるとしているが、来年 11 月の米国大統領選挙の前に第 2 段階の合意が成立するかは非常に不透明である。第 2 段階の協議分野では双方の溝が依然深いとみられるため、中国は(強硬なトランプ政権との交渉を回避できるかどうか)選挙結果を見極めたいであろうし、トランプ大統領も第 1 段階の合意を一先ず一定の成果として選挙でアピールできるため第 2 段階の合意をそこまで無理に急がないのではないだろうか。

トランプ大統領は中国と「第1段階」の通商合意に到達したと発表

米国と中国は10月10日・11日にワシントン D.C.で閣僚級通商協議を開催した。協議終了後にはトランプ大統領も劉鶴副首相とともに記者会見に臨み、トランプ大統領によれば両国は「第1段階 (phase one)」の通商合意に到達した。今後3~5週間以内に合意文書を作成した上で、11月中旬に南米チリで開催されるAPEC(アジア太平洋経済協力会議)首脳会議の際に両国首脳による署名を目指す。第1段階の合意文書署名後、両国は第2段階の合意に向け再び通商協議を進める。

記者会見によれば第1段階の合意に含まれる主な内容は、①「中国による米国からの農産品購入の拡大」、②「“米国企業に対する技術移転の強制”と“中国における知的財産権の保護”の是正に向けた措置」、③「中国の金融サービス分野の市場開放」、④「人民元相場の透明性向上・市場化」である(注1)。中国による産業補助金等の市場を歪める政策の是正については盛り込まれず第2段階での取り扱いとなるようだ。協議の進展を受けて米国は10月15日に予定していた中国からの輸入品2,500億ドル相当に対する追加関税率引き上げ(25%→30%)の見送りを決めている。

(注1) 合意内容についてホワイトハウスからの声明等は発表されておらず詳細は明らかにされていない。

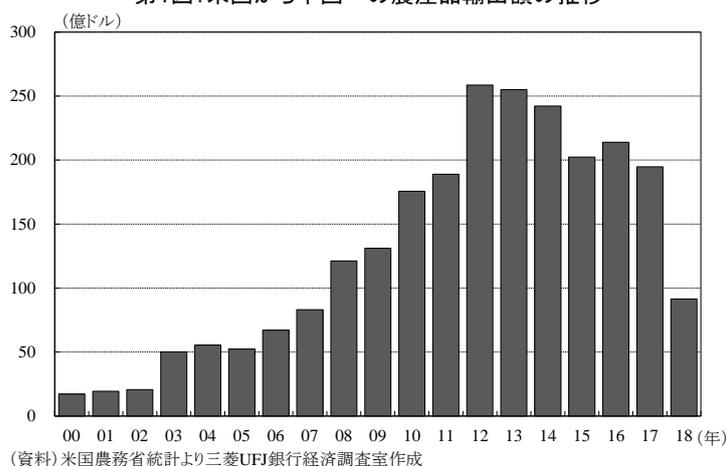
中国は米国からの農産品購入を向こう2年以内に年間400~500億ドル規模へ拡大する

合意内容に関する記者会見での言及をもう少し確認しておく、上記①について、中国は米国からの農産品購入を向こう2年以内に年間400~500億ドル規模へ拡大するとされた。農務省の統計によれば、米国から中国への農産品輸出額は昨年が91億ドルで、これまでの最高額が259億ドル(2012年)であるため(第1図)、実現すれば大幅な増加となる(注2)。中国(企業)は既に数週間前より米国からの農産品購入(大豆・豚肉等)を増やしている模様であり、トランプ大統領は「中国は合意文書への署名を待たずに農産品購入を拡大する」と述べている。

なお、ライトハイザー通商代表部(USTR)代表によれば、今回の合意には農産品取引の構造問題であったSPS(衛生植物検疫措置)やバイオテクノロジーに関連する内容も含まれており米国から中国への農産品輸出手続きが容易になるようだ。

(注2) トランプ大統領は「中国による米国からの農産品購入はこれまでの最高額が年間160~170億ドル、足元は80億ドル程度である」と述べている。

第1図: 米国から中国への農産品輸出額の推移



トランプ大統領は、技術移転の強制については第3段階まで協議が続く可能性に言及

上記②についてトランプ大統領は「第1段階の合意には技術移転の強制に関する幾つか(some)の内容と、知的財産権の保護に関する大部分(a large part)の内容が盛り込まれる。共に第2段階でも協議が続けられ、技術移転の強制については第3段階まで続くかもしれない」と述べている。また、上記③「中国の金融

サービス分野の市場開放」について、トランプ大統領は銀行・クレジットカード会社等に恩恵があると述べている。なお、③や④「人民元相場の透明性向上・市場化」はこれまでの協議でも一定の合意がみられたが、今回の合意内容は一段と拡充されているようだ。

また上記以外の合意内容について、トランプ大統領は中国が「160～200 億ドルのボーイング製旅客機」を購入するとツイッターで言及したほか、ライトハイザー USTR 代表は有効な「紛争解決手続き」で合意に近づいていると述べている。なお、米国企業との取引が制限されている中国の通信機器大手ファーウェイへの制裁緩和等は、第1段階の合意に含まれておらず、トランプ大統領は第2段階で議論するだろうと述べている。

今回の協議では米中双方が歩み寄った印象

合意内容の詳細を確認しないと判断は難しいが、今回の協議では米中双方が歩み寄った印象を受ける。まずトランプ大統領が包括的な合意を断念して部分合意を受け入れた背景には、最近の一部経済指標の軟化を受けて米国景気の先行きに対して警戒を強めた可能性や、所謂「ウクライナ疑惑」を受けて下院民主党が弾劾調査を進めるなか経済政策の実績をアピールする必要に迫られた可能性等が考えられる。

また中国（劉副首相）が、発動済の関税が撤回されないにも関わらず部分合意を受け入れた背景には、景気減速が続くなか米国による更なる追加関税を回避する必要や、香港における抗議デモの深刻化が影響した可能性も考えられる（例えばトランプ政権が香港の抗議デモを支持する展開を懸念した等）。

目先は第1段階の合意文書が署名されるかどうかを注視することになる

今回の協議の結果は、貿易摩擦の更なる激化が一先ず回避された点では好ましいと受け止められる一方、第1段階の合意文書が署名されても発動済の関税が撤回されるわけではないため両国経済へのプラス影響は限定的と捉えられよう。

今後について、目先は第1段階の合意文書が署名されるかどうかを注視することになる。トランプ大統領・劉副首相ともに合意内容について自国内で反対にあう可能性や、例えば合意文書署名前に弾劾機運が短期間で後退した場合にトランプ大統領が部分合意ではなく包括的な合意を再度志向する可能性等も否定はできない。米国は12月15日に中国からの輸入品1,600億ドル相当に対する15%の追加関税発動を計画しているが、今回の協議後も発動見送りは発表されなかった。第1段階の合意文書が署名に到らなければ、当該関税が発動されて摩擦が再び激化することになるだろう。

第1段階の合意文書が署名されれば第2段階の合意に向けて協議を進めるとしているが、来年11月の米国大統領選挙の前に第2段階の合意が成立するかは非常に不透明である。第2段階の協議分野では双方の溝が依然深いとみられるため、中国は（強硬なトランプ政権との交渉を回避できるかどうか）大統領選挙の結果を見極めたいであろうし、トランプ大統領も第1段階の合意を一先ず一定の成果として選挙でアピールできるため第2段階の合意をそこまで無理に急がないのではないだろうか。

(2019年10月14日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

【貿易・投資】

◆米中閣僚級協議 部分合意に到達 関税合戦の更なる激化は一旦回避

米中両国政府は、10月10～11日にワシントンで開かれた閣僚級通商協議で、部分合意に到達したことを発表した^(注1)。

中国が米国産農産物の輸入拡大等を約束する代わりに、米国は10月15日に予定していた制裁関税第1～3弾の2,500億ドル分の中国製品に対する追加関税率を25%から30%に引き上げることを見送るとした(図表1)。

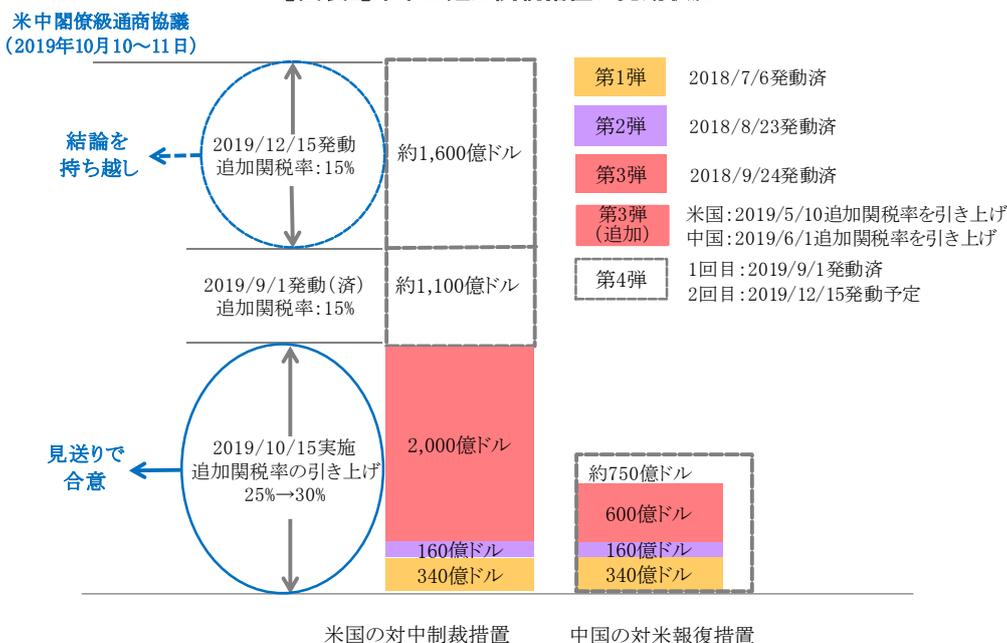
一方、12月15日に予定されている米国の対中制裁関税第4弾第2回目の約1,600億ドル分に対する追加関税の発動については結論が持ち越しとなり、米中情勢を巡って依然として先行き不透明感が残る(図表2)。

【図表1】米中閣僚級通商協議(2019/10/10～11)の合意内容の概要

中国:	<ul style="list-style-type: none"> ・米国産農産物の輸入拡大(年間400～500億ドル相当) ・米企業に対する技術の強制移転の是正、知的財産権の保護の強化 ・金融サービス分野のさらなる開放 ・人民元相場の透明性向上・市場化
米国:	<ul style="list-style-type: none"> ・2019/10/15に予定していた対中追加関税率引き上げ(25%→30%)の見送り

(出所) 米国政府の発表を基に作成

【図表2】米中の追加関税措置の発動状況



(出所) 米中両国政府の発表を基に作成

米国政府は今回の合意内容について、今後3～5週間をかけて文書化し、11月16～17日にチリで開かれるAPEC首脳会議の際に、米中両国首脳による署名を目指すという。

なお、中国政府は15日、外資の銀行業、保険業に対する管理条例の改正を発表し^(注2)、参入条件や業務範囲制限等を緩和した。銀行業については「出資する外国銀行の総資産規模が100億米ドル以上」、保険業については「出資する外国保険会社の経営年数が30年以上、且つ中国で駐在員事務所を設立して2年以上経過」との条件を即日撤廃した。

(注1)・2019/10/11 米トランプ大統領・中国劉鶴副首相の面談後の共同記者会見(米国ホワイトハウス・ウェブサイト)

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-vice-premier-liu-peoples-republic-china-meeting/>

・2019/10/17 中国商務部の定例記者会見(中国商務部・ウェブサイト)

<http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20191017.shtml>

(注2)・2019/10/15「外資銀行管理条例」と「外資保険会社管理条例」の改正に関する決定(中国中央政府・ウェブサイト)

http://www.gov.cn/premier/2019-10/15/content_5440019.htm

◆米国の対中制裁関税 新たに適用除外 203 品目発表

米国通商代表部 (USTR) は 2 日、対中制裁関税措置第 1~2 弾 (500 億ドル相当の中国製品に 25% の追加関税) の対象から、新たに 203 品目 (注) を適用除外とすることを発表した。適用除外品目の発表は 2018 年 12 月以降 10 回目で、累計 1,043 品目に上る (図表)。

今回の適用除外品目には、ゴルフカート用ワイヤー、民間航空機用のギアヘッドアセンブリ・部品、水濾過装置、エンジン制御ユニット用集積回路 (ASIC)、一部の電子制御機器・直流モーター等が含まれる。

適用除外の実施はそれぞれの制裁関税措置の発動日に遡及し、適用期間は官報発表日から 1 年間となっている。

(注) 適用除外品目の詳細は USTR の下記サイトに掲載

- ・対中制裁関税第 1 弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/34-billion-trade-action>
(10/2 発表 92 品目)
- ・対中制裁関税第 2 弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/16-billion-trade-action>
(10/2 発表 111 品目)
- ・対中制裁関税第 3 弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/200-billion-trade-action>

【図表】米国対中制裁関税における適用除外品目

	発表日	関連対中制裁関税	除外品目数	適用期間
1回目	2018/12/28	第1弾	31	2018/7/6~2019/12/28
2回目	2019/3/25	第1弾	33	2018/7/6~2020/3/25
3回目	2019/4/18	第1弾	21	2018/7/6~2020/4/8
4回目	2019/5/14	第1弾	40	2018/7/6~2020/5/14
5回目	2019/6/4	第1弾	89	2018/7/6~2020/6/4
6回目	2019/7/9	第1弾	110	2018/7/6~2020/7/9
7回目	2019/7/31	第2弾	69	2018/8/23~2020/7/31
8回目	2019/8/7	第3弾	10	2018/9/24~2020/8/7
9回目	2019/9/20	第1弾 第2弾 第3弾	310 89 38 } 437	2018/7/6~2020/9/20 2018/8/23~2020/9/30 2018/9/24~2020/8/7
10回目 (今回)	2019/10/2	第1弾 第2弾	92 111 } 203	2018/7/6~2020/10/2 2018/8/23~2020/10/2

(出所) USTRの発表を基に作成

◆9月 輸出は前年同月比▲3.2% 輸入は同▲8.5%

税関総署が14日に発表した貿易統計速報 (米ドル建て) によると、9月の輸出は前年同月比▲3.2% (8月: 同▲1.0%) の2,181.2億米ドルと、減少幅が拡大した。輸入は同▲8.5% (8月: 同▲5.6%) の1,784.7億米ドルと、5ヶ月連続で前年を下回り、減少幅は今年最大となった5月に並んだ (図表1・2)。

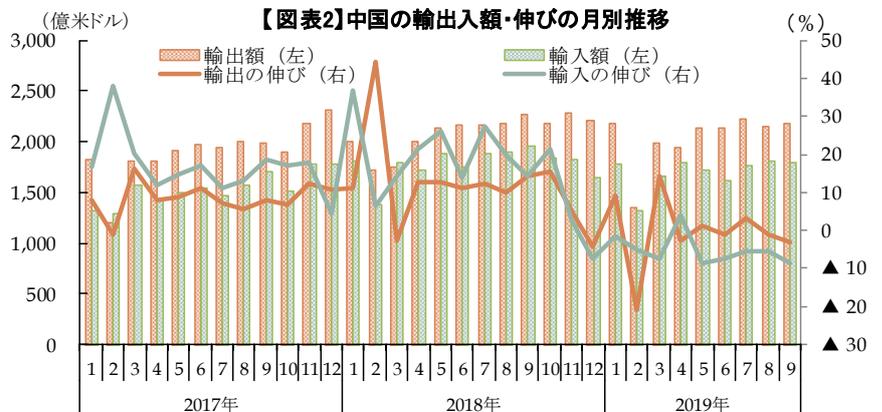
1-9月の累計では、輸出は前年同期比▲0.1%の1兆8,251.1億ドル、輸入は同▲5.0%の1兆5,266.7億ドルとなった (図表1)。

【図表1】9月貿易統計の概要

2019年9月の貿易統計 (億米ドル)		
	金額	前年同月比
輸出	2,181.2	▲3.2%
輸入	1,784.7	▲8.5%
貿易収支	396.5	-
2019年1-9月の貿易統計 (億米ドル)		
	金額	前年同期比
輸出	18,251.1	▲0.1%
輸入	15,266.7	▲5.0%
貿易収支	2,984.3	-

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表2】中国の輸出入額・伸びの月別推移



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

1-9月の商品別輸出額を見ると、モバイル端末・部品が前年同期比▲13.5%、アパレルが同▲4.7%と減少が続く一方、玩具は同+27.0%と拡大。輸入額では、大豆が同▲14.7%、ダイオードと類似の半導体デバイスが同▲12.7%、自動車部品が同▲16.5%と減少幅が大きかった。

国別に1-9月の累計を見ると、対米貿易については、輸出は前年同期比▲10.7% (1-8月:同▲8.9%)の3,120.0億米ドルと減少幅が拡大。輸入は同▲26.4% (1-8月:同▲27.5%)の906.6億米ドルと、減少幅は前月から縮小したものの、なお前年を大きく割り込んでいる。対米貿易黒字は同▲2.0%^(※) (1-8月:同+1.5%^(※))の2,213.3億米ドル(1-8月:1,954.5億米ドル)となった(図表3・4)。(※)税関総署の発表データを基に三菱UFJ銀行が計算。

対日貿易については、輸出が前年同期比▲1.5% (1-8月:同▲1.0%)の1,061.8億米ドル、輸入は同▲7.6% (1-8月:▲7.7%)の1,256.8億米ドル(図表3)と、輸出は6ヶ月連続、輸入は9ヶ月連続で前年割れとなっている。

一方、対ASEANは、輸出が前年同期比+9.5% (1-8月:同+9.4%)の2,550.5億米ドル、輸入が同+1.6% (1-8月:同+1.2%)の2,039.6億米ドルと拡大が続いている。特にベトナム、マレーシア、フィリピン向けの輸出は各同+15.3%、+13.1%、+12.3%と堅調な伸びを示している。

また対オーストラリアは、輸出が同+0.4%、輸入が同+14.6%で、輸入の伸びは4ヶ月連続で拡大している。

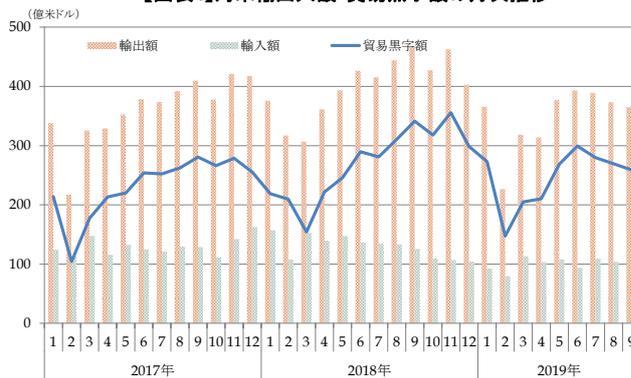
【図表3】2019年1-9月 国・地域別輸出・輸入額と伸び率

国・地域	輸出	前年同期比	輸入	前年同期比	貿易収支	輸出入総額	前年同期比
米国	3,120.0	▲10.7%	906.6	▲26.4%	2,213.3	4,026.6	▲14.8%
日本	1,061.8	▲1.5%	1,256.8	▲7.6%	1,256.8	2,318.6	▲4.9%
韓国	817.1	2.4%	1,284.4	▲17.8%	▲467.4	2,101.5	▲11.0%
香港	2,009.9	▲8.2%	68.8	23.0%	1,941.1	2,078.8	▲7.4%
台湾	397.7	12.8%	1,251.0	▲6.4%	▲853.3	1,648.7	▲2.4%
ドイツ	592.1	3.8%	792.2	▲2.0%	▲200.1	1,384.3	0.4%
オーストラリア	344.6	0.4%	918.4	14.6%	▲573.8	1,263.0	10.3%
ベトナム	695.7	15.3%	438.1	▲3.8%	257.6	1,133.7	7.1%
マレーシア	374.3	13.1%	523.2	10.2%	▲148.9	897.5	11.4%
ブラジル	248.7	▲2.1%	582.5	3.0%	▲333.7	831.2	1.4%

(注)輸出入総額のトップ10国・地域

(出所)税関総署の公表データを基に作成

【図表4】対米輸出入額・貿易黒字額の月次推移



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【産業】

◆国慶節連休中の小売・飲食の消費額 前年比 8.5%増 映画興収は 129.0%増

商務部は7日、今年の国慶節のゴールデンウィーク中(10月1日～7日)の全国小売・飲食店の売上高が、前年比+8.5%の1兆5,200億元に上ったと発表した。伸び率は前年の+9.5%を下回り、鈍化が続いている(図表1)。消費の特徴として、商品では自然食品、アパレルファッション、スマート家電、新型のデジタル製品等の売れ行きが好調だった。

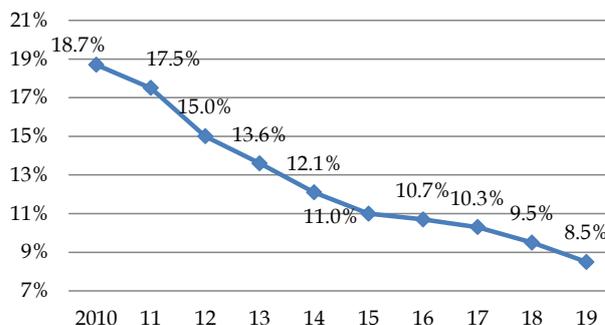
一方、インターネット通販による消費に関して、報道によると、業界大手のアリババでは、連休中、同社が運営するショッピングサイト「天猫(Tmall)」を利用して延べ300万人が茅台酒・白酒を購入した。また1日から3日の家庭用防犯カメラの取引額は前年比+84.0%、電動カーテンレールが+168.0%、ロボット掃除機は18倍に拡大したという。

また映画について、映画サイト運営企業の調査によると、10月1日から7日の映画興行収入は前年比+129.0%の43.8億元。観客数は延べ1.2億人と1億人を突破し、国慶節休暇の観客数としては最多となった。興行成績のトップ3はいずれも中国映画で、「私と私の祖国」、「中国機長」、「クライマーズ」で連休期間中の興行収入全体の96.3%を占めたという。

文化・観光部の7日の発表によると、国慶節連休中に中国各地を訪れた観光客は、前年比+7.8%(前年:同+9.4%)の延べ7億8,200万人、旅行関連の売上高は前年比+8.5%(前年:同+9.0%)の6,497億元となった。

海外旅行については、7日間の出国者数が延べ700万人を超えた。渡航先は日本、タイ、マレーシア、シンガポール、オーストラリア等の人気依然として高かったほか、チェコ、オーストリア、ハンガリー、スロバキア、ポーランド等の旅行商品のオンライン予約数が前年から2桁の伸び率となったという。

国慶節連休中の小売・飲食店の売上高の伸び率



(出所) 商務部の公表データを基に作成

◆健康産業の発展 2022年までの行動プラン発表

国家発展改革委員会等の21の中央官庁は連名で9月30日、「健康産業の質の高い発展の促進に関する行動綱要(2019-2022)」を発表した。国民の健康増進や、新たな経済牽引役となる産業の育成を目的とする国家戦略「健康中国2030」の一環として、健康産業の発展に向けた2022年までの行動プランを示した。

行動プランでは、2022年までに重層的で生産性の高い健康産業の基盤を築くことを目標として掲げ、その実現に向けて10項目の重点推進分野を挙げた。健康・医療資源の拡充、ITの活用、医療イノベーションの促進や、関連企業に対する支援等が含まれる。

なお、重点推進10分野のそれぞれの主管部署も明示されており、今後、各主管部署から具体的な施策が発表されていくものと思われる。

<「健康産業の質の高い発展の促進に関する行動綱要(2019~2022年)」/重点推進10分野の概要>

1	全国における高水準の医療施設の整備 -高水準の民間病院の拠点拡充の支援 -家庭医療サービスの普及の推進
2	「インターネット+健康医療」の推進 -カルテの電子化・標準化、データ共有プラットフォームの建設 -健康ビッグデータの管理・活用、個人情報保護システムの構築 -オンライン診療の発展の加速化
3	漢方医療サービスの向上 -漢方医学に基く養生・摂生法の普及推進、漢方医療サービスの提供機関の管理規範化
4	介護・スポーツ・旅行産業との融和発展 -医療サービスと高齢者サービスの結合、高齢者福祉施設における医療サービスの展開 -スポーツリハビリテーションの推進、太極拳等中国伝統スポーツの普及 -医療ツーリズムのモデル地域の建設
5	医療イノベーションの促進 -臨床上で必要性の高い新薬・新医療機器に対する審査承認の優先扱い -遺伝子検査、がん免疫治療、幹細胞・再生医学、バイオ医学ビッグデータ解析等の次世代重要技術の研究・実用化の加速 -重大疾病の早期スクリーニング検査の推進
6	新型保険商品の開発 -健康増進、先端医療技術の応用、疾病予防等の分野を中心に
7	健康産業の集積地域の形成 -医療サービス、研究開発、臨床試験、新薬開発・審査・承認などの機能を有する産業集積地の形成
8	人材の育成 -総合診療医、高齢者医療、介護、リハビリテーションなどの専門人材の増員
9	健康産業企業の支援 -医療機関新設の審査手続きの簡素化 -エクイティファイナンス、起債等資金調達面での支援 -税金・公共料金・土地供給等における優遇
10	監督管理体制の確立 -医療機関の管理、行政部門間の連携、ブラック企業リスト制度の確立

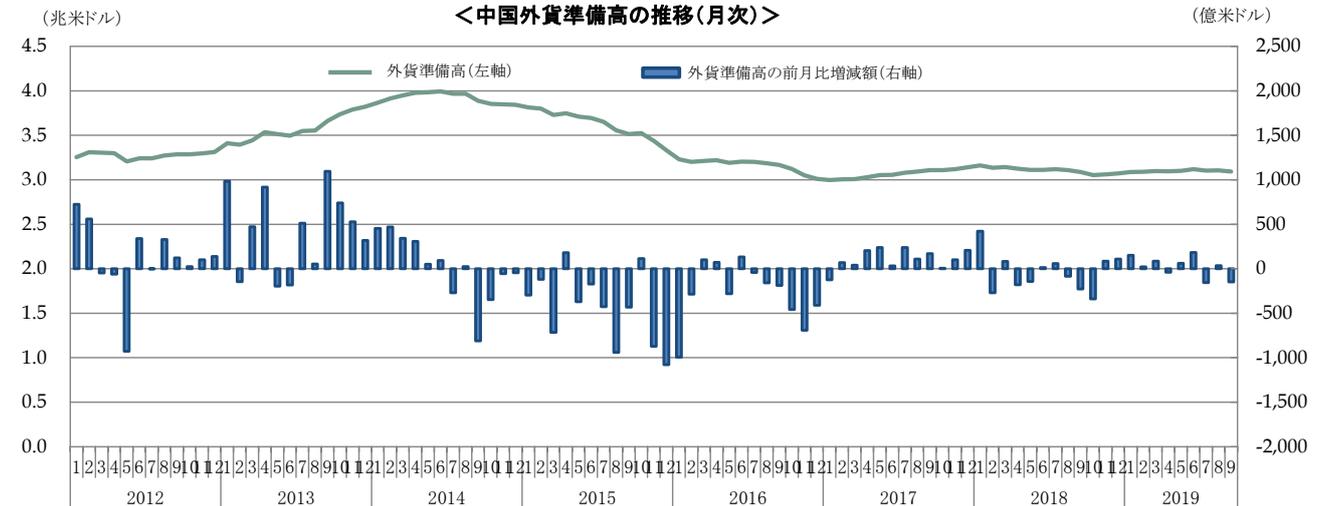
【金融・為替】

◆9月の外貨準備高 2ヶ月ぶりに減少

中国人民銀行の6日の発表によると、9月の外貨準備高は前月より147億米ドル減少して3兆924億米ドルと、2ヶ月ぶりに減少した。

当局は9月の減少について、為替相場や資産価格の変動などの要因が複合的に影響したとしている。

なお、9月の外貨準備高は年初と比べると、197億米ドル増加し、増加幅は0.6%だった。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆米中協議次第で反発余地も限定的か

・今週(10/7~)のレビュー

中国本土では1日~7日の国慶節の連休が終了し、オンショア人民元の取引は、今週8日より再開された。人民元対ドル相場は、連休中ややドル安が進んだことを反映し、9月30日の連休前の終値(7.1480)からやや人民元高方向の7.1328で同日寄り付いた。7日に米商務省が中国の28団体・企業の禁輸リストへの掲載を発表するなどし、米中閣僚級通商協議への悪影響が嫌気されると、人民元対ドル相場は9日寄り付き時に週間安値7.1533をつけた。その後同日に英フィナンシャル・タイムズ紙が、中国が米国から追加で大豆の購入を検討中と報じるなど、部分合意の期待が浮上。人民元対ドル相場は反発に転じると、11日午前11時に週間高値7.0910(執筆時点)をつけ、本稿執筆時点でも同水準近辺で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(8/1~10/11)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) 10月11日午前11時時点

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元対ドル相場は米中協議に関するリーク報道に振らされる展開

今週の人民元対ドル相場は、焦点の10日からの米中閣僚級通商協議を前に、水面下の動きに関するリーク報道を受けて一喜一憂する展開となった。最終的に何らかの部分合意に至る可能性が浮上し、7.1台前半をジリ高基調で推移し、結果を待つ状況となっている。

この間、ドルの名目実効為替レートは、人民元名目実効為替レートと共にやや弱含んでおり、弱含みの度合いは前者が後者を上回ったとみられる(第3、4図)。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる2016年後半以降形成して来たレンジ¹の下限を引き続き小幅に割り込んだ後、安値圏での保ち合いが続いている。度々指摘の通り、中国当局は、景気見通しの悪化に合わせて、人民元名目実効為替レートがこのレンジを小幅に割り込むことは許容しつつも、これを大幅に下放れることは極力回避しようとするのではないかとみている。

¹ 2016年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

第3図：ドル名目実効為替レート(2019年8月以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)

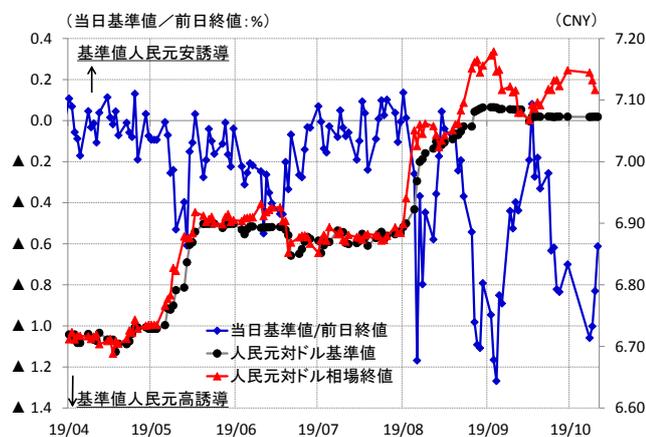


(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・人民元基準値は、人民元高バイアスを維持

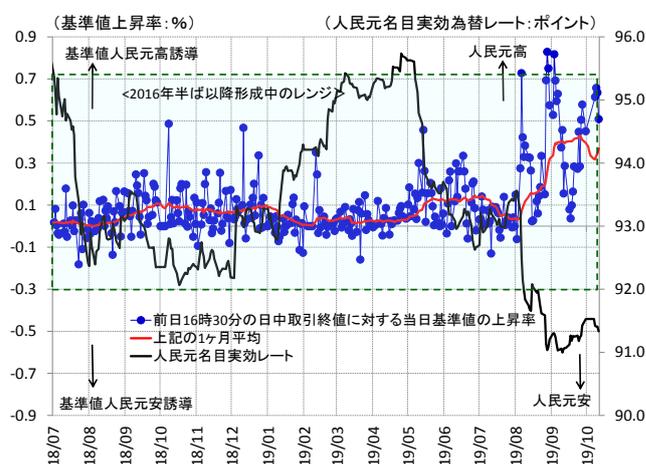
連休明けの人民元対ドル相場が、7.1 台前半での推移となっている中、今週の人民元対ドル基準値は引き続き9月半ば以来の7.07 台での設定が続いており、当局はここからのさらなる人民元安を牽制するスタンスを維持している(第5図)。第6図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである²。同比率も、依然大幅な人民元高バイアスが維持されている。

第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

² 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって各時点での人民元基準値設定を通じた当局の人民元誘導スタンスを検証したものの。

・リーク報道から部分合意の可能性が浮上

今週は 10 日～11 日に焦点の米中閣僚級通商協議が開催されたが、その水面下の動きに関するリーク報道が相次いだ。週前半は、7 日に米国商務省が新たに中国監視カメラ大手などを所謂エンティティ・リストに掲載して事実上の禁輸措置を発動するなど、協議を前に米国による追加の対中制裁措置が相次いだ。7 日～8 日には準備協議として米中次官級協議が開催されていた模様。そして、週後半には、米国が 10 月と 12 月に予定されている関税の引き上げや新たな制裁関税措置を当面延期する代わりに、中国が米国からの農産物の輸入を増やし、さらにそうした合意に通貨に関する協定を含めることを米国が検討中といった、憶測報道が目立って来た。さらなる制裁関税の引き上げは、政府の成長率の目標下限である 6%の割り込みリスクを含む中国経済への無視できないダメージになり得る。一方、米国サイドも、トランプ大統領が、そろそろ大統領選を睨んで通商摩擦の米経済への影響を考慮し始めても不思議ではない。前述の通り週後半にかけて、人民元相場は小幅に強含むなど、市場はこうした部分合意の可能性を幾分か織り込み始めているようだ。

第 7 図：米中通商協議に関する最近の動向

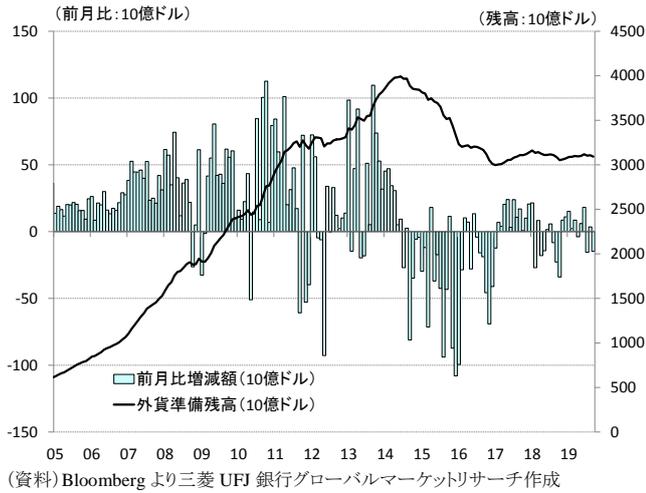
日時	発言者など	内容
10月		
7日	中国関係者	中国は米国との通商合意に向けて、協議の範囲を狭める意向。
	米商務省	中国の監視カメラ大手など28団体・企業をエンティティ・リストに掲載(事実上の禁輸措置)。
8日	米商務省	新疆ウイグル自治区でのイスラム教徒弾圧などに対し、一部の中国当局者のビザの規制措置を発表。
	ホワイトハウス	米国からの中国への証券投資の規制は、政府年金基金による中国株投資に焦点を当てている(Bloomberg)。
9日	交渉関係者	中国が米国からの大豆購入量を、年間2,000万トンから3,000万トンに増加させることを提案(Financial Times)。
	関係者	中国は、米国と部分的な通商合意を結ぶことに依然として門戸を開いている(Bloomberg)。
	関係者	米国がファーウェイに対して機密性の低い製品を供給することを一部の企業に近く認める可能性(New York Times)。
10日	関係者	米政府が、中国との部分合意の一環として、過去に合意した通貨協定を盛り込むことを検討中(Bloomberg)
	トランプ大統領	我々は中国と合意できるか目にするようになる。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

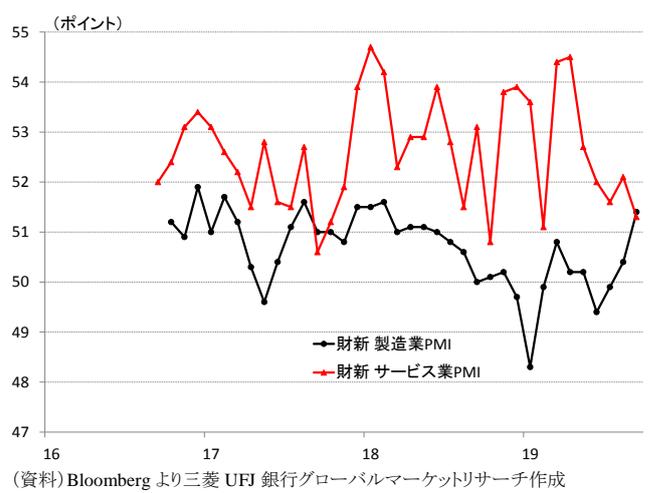
・外貨準備は引き続き安定

10 月 6 日に発表された中国の 9 月分外貨準備残高は、3 兆 924 億ドルと前月(3 兆 1,071 億ドル)から減少(第 8 図)。中国当局は資産価格変動が主因と説明した。趨勢的にみて、外貨準備残高は引き続き安定推移しており、資本流出圧力の高まりなどの事態は、依然みられていない。8 日に発表された 9 月分財新サービス業 PMI は 51.3 と、市場予想(52.0)、前月(52.1)を共に下回っており、内需が緩やかに減速しつつあることを窺わせる内容となった(第 9 図)。

第8図: 中国外貨準備残高と前月比増減



第9図: 中国財新製造業/サービス業 PMI



・来週 (10/14~) の見通し

来週の人民元の対ドル相場は、今週末に結果が発表されると見込まれる、米中閣僚級通商協議の結果に大きく左右されよう。当方は、米中の立場の違いは大きく、部分合意も含めて実現は容易でないと考えていたが、既述の通り、一連のリーク報道に基づけば、何らかの部分合意に至る可能性も浮上して来た。部分合意となった場合、その内容にもよるが、一先ず一定の人民元相場の反発はあり得よう。もっとも、既存の制裁関税が相応に残り、米中対立も根本的に解決せず、関税以外の追加制裁のリスクが尚も燻るような内容であれば、先行き不透明感相応に残り、結果的に人民元の反発は限定的となるのではないかと見ている。一方、協議が完全に決裂となれば、人民元は再び9月につけた直近最安値更新も視野に、改めて下落圧力が強まろう。

来週は週初14日(月)に9月分貿易統計、15日(火)に9月分消費者物価・生産者物価、そして18日(金)に9月分鉱工業生産など月次主要指標や、第3四半期GDP成長率も発表される。GDP成長率は、前期の前年比+6.2%に対し、市場予想は同+6.1%と小幅の減速となっている。米中協議が決裂した上で、指標が予想以上に悪化した場合、人民元安圧力が強まり兼ねないだけに要注意だ。

(10月11日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.09.30	7.1300	7.1180~ 7.1430	7.1381	0.0186	6.6208	0.0156	0.9098	0.0016	7.8095	0.0274	3.0300	3,043.35	-28.34
2019.10.08	7.1328	7.1203~ 7.1342	7.1295	-0.0086	6.6519	0.0311	0.9086	-0.0012	7.8333	0.0238	2.5000	3,052.19	8.83
2019.10.09	7.1530	7.1180~ 7.1533	7.1327	0.0032	6.6546	0.0027	0.9095	0.0009	7.8374	0.0041	2.5600	3,064.07	11.88
2019.10.10	7.1209	7.1000~ 7.1280	7.1246	-0.0081	6.6318	-0.0228	0.9085	-0.0010	7.8481	0.0107	2.5000	3,088.08	24.01
2019.10.11	7.0950	7.0905~ 7.1106	7.1000	-0.0246	6.5801	-0.0517	0.9056	-0.0029	7.8167	-0.0314	2.3500	3,115.31	27.23

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

不正競争防止法（営業秘密関連規定）の改正と実務への影響

黒田法律事務所
弁護士 鈴木 龍司
弁護士 三代川英嗣

<概要>

- 今回の改正では、営業秘密侵害行為の是正、賠償金基準の引き上げ、罰則の強化及び立証責任の緩和がなされた。
- 実務への影響の観点から見ると、これまで不明確であった従業員や元従業員等の自然人の営業秘密漏洩行為にも本法が適用されることが明確化された点、懲罰的な賠償として5倍賠償が導入された点、営業秘密侵害の立証責任の緩和が図られた点が特に注目に値する。

1. はじめに

数年前、中国の文書共有サイトに日系企業の内部文書が多数掲載されていることが話題となりましたが、近時においても、中国出身の従業員が、某外国自動車メーカーの機密情報を中国の競合他社に持ち込んだ疑いで提訴されたとのニュースなどを目にします。もちろん日本においても営業秘密の漏洩リスクは存在します。しかし、中国では、日本以上に頻繁に転職が行われるため、その都度、営業秘密の漏洩リスクが生じるとともに、一般的に従業員の会社への帰属意識、忠誠心もあまり高くないことから、日本よりも営業秘密の漏洩リスクが高いと考えられます。

もっとも、中国政府としても、企業の営業秘密の保護に注力する姿勢を見せており、2019年3月15日に公布された外商投資法¹では、あえて同法第23条及び第39条において、行政機関又はその職員による営業秘密の漏洩禁止を規定しています。また、不正競争防止法²(以下改正前の不正競争防止法を「旧法」といい、改正後の不正競争防止法を「本法」といいます)に関しても、2017年に営業秘密の保護を強化する改正を行っているにもかかわらず、それからわずか1年あまりで、更に営業秘密の保護を強化する改正を行いました。

本稿では、本法の改正内容を紹介するとともに、改正が実務に与える影響について言及致します。

¹ 主席令第26号、2019年3月15日公布、2020年1月1日施行

² 主席令第29号、1993年9月2日公布、同年12月1日施行、2019年4月23日最終改正公布、同日最終改正施行

2. 本法の改正内容

(1) 営業秘密侵害行為の是正(本法第9条)

ア 電子的侵入の追加(本法第9条第1項第1号)

旧法では「窃盗、賄賂、詐欺、脅迫その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること」とされていた営業秘密侵害行為について、「窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること」として、「電子的侵入」が明示的に追加されました。

イ 秘密保持義務違反の修正(本法第9条1項3号)

従来、「約定に違反する」とされていた営業秘密侵害行為が、「秘密保持義務に違反する」に変更されました。これにより約定がない法定の秘密保持義務の違反も営業秘密の侵害行為に含まれるようになりました。

ウ 教唆、誘惑、幫助行為の追加(本法第9条1項4号)

秘密保持義務又は営業秘密保持に関する権利者の要求に違反するよう他者を教唆、誘惑、幫助して、権利者の営業秘密について獲得、開示、使用し又は他者に使用を許諾することが、侵害行為として追加されました。

エ 営業秘密侵害の主体を拡張(本法第9条2項)

従来は営業秘密侵害行為の主体は「事業者」とされていましたが、「事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織」も主体となりうることが明記されました。これにより侵害の責任を負う主体の幅が広がることとなり、これまでは不明確であった従業員の営業秘密の漏洩の場合にも本法を適用できることが明確になったといえます。

オ 営業秘密の定義修正(本法第9条4項)

従来、営業秘密の定義について、「一般に知られておらず、商業的価値があり、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう」とされていたところ、「一般に知られておらず、商業的価値があり、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報等のビジネス情報をいう」とし、経営情報が「経営情報等のビジネス情報」に拡大され、保護される情報が広がりました。

(2) 賠償金基準の引き上げ(本法第17条)

ア 中国における損害賠償額の算定方法

本法が規定する損害賠償額は以下の3段階で算定されます。

- ① 不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、権利侵害により被った実際の損害に基づき確定する
- ② 実際の損害を計算することが難しい場合、賠償額は侵害者が侵害期間において侵害により取得した

利益により確定する

- ③ ①、②を確定することが困難な場合は、人民法院が権利侵害行為の状況に基づき、権利者に 500 万元以下の賠償を与える判決を下す(法定賠償)

今回の改正では、上記の法定賠償金額を「300 万元以下」から「500 万円以下」に引き上げました。

イ 懲罰的賠償規定

また、本法には懲罰的賠償規定が追加されました。具体的には、「事業者が悪意で営業秘密を侵害する行為を実施し、情状が重大な場合」、上記ア①、②の方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を確定することができるとされました。

なお、懲罰的賠償は上記ア③の法定賠償には適用されませんので、実際の損害額、又は侵害者の利益額のいずれかを立証しなければなりません。また、懲罰的賠償規定は、条文の文言上営業秘密の侵害行為に限定しているため、他の不正競争行為、例えば虚偽や誤解を与える宣伝、混合惹起行為等(本法第 6 条、第 8 条)には、懲罰的賠償規定は適用されないと考えられます。

(3) 罰則の強化(本法第 21 条)

上記のとおり、営業秘密の侵害主体の拡大に伴い、罰則を負う主体についても事業者のみならず、「他の自然人、法人及び非法人組織」が追加されました。

また、営業秘密を侵害した場合の罰則について、従来、「10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す」とされていたところ、本法では、「10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、50 万元以上 500 万元以下の罰金を科す」とする厳罰化がなされました。

(4) 立証責任の緩和(本法第 32 条)

従来、営業秘密侵害訴訟の案件において原告が勝訴するのは難しく、その大きな理由は立証の困難さがありました。営業秘密の該当性、及び相手方の営業秘密侵害行為の存在の両方を立証することはハードルが高く、容易ではありませんでした。このような立証の困難の問題を解決すべく、本法では立証責任の緩和を図る条項を追加しています。

ア 営業秘密の立証責任の緩和

営業秘密の権利者が初歩的証拠を提供することで、下記①②を満たす場合、被疑権利侵害者が、権利者の主張する営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければなりません。

- ① 主張する営業秘密に秘密保持措置を講じたことの証明
- ② 営業秘密が侵害されたことを合理的に提示

イ 侵害行為の立証責任の緩和

営業秘密の権利者が初歩的証拠を提供することで、営業秘密が侵害されたことを合理的に提示するとともに、以下の証拠のいずれかを提供した場合、被疑権利侵害者が、営業秘密の侵害行為がないことを証明しなければなりません。

- ① 被疑権利侵害者に営業秘密を取得するルート又は機会があり、かつその使用する情報が営業秘密と実質的に同一であることを示す証拠
- ② 営業秘密が被疑権利侵害者により既に開示、使用されている或いは開示、使用されるリスクがあることを示す証拠
- ③ 営業秘密が被疑権利侵害者に侵害されたことを示すその他の証拠

3. 実務への影響

(1) 営業秘密侵害の再構築について

営業秘密の定義、侵害行為態様等について修正が行われました。そのうち、最も大きいと考えられるのは、営業秘密侵害の主体の拡張です。

従来の侵害主体は「事業者」のみとされていましたが、今回の改正によって、これまで不明確であった従業員や元従業員等の自然人の営業秘密漏洩行為にも本法が適用されることが明確化されました。これにより、営業秘密侵害事件を引き起こすことが多かった従業員や転職した元従業員による営業秘密の漏洩リスクにも有効に対処しえるようになったと考えられます。

(2) 営業秘密侵害の抑止力強化について

今回の改正により、民事責任(賠償金の引き上げ)と行政責任(罰則の厳罰化)が強化されたことで、営業秘密への侵害行為についてより強い抑止力が働くようになったといえます。

特に懲罰的な賠償については、伝統的にはアメリカ法で規定されていたものであり、近年台湾法、韓国法などでも相次いで3倍賠償の導入がなされてきました。しかし、今回の5倍賠償という規定はこれらをも上回るものであり、その具体的な適用が注目されます。

(3) 営業秘密侵害の立証責任の緩和について

まず、営業秘密の立証責任の緩和の点については、今回の改正によっても秘密保持措置を講じたことを立証する必要がありますが、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民

³ もっとも、一般不法行為による責任追及は可能であり、また中華人民共和国刑法219条の営業秘密侵害罪の主体には「自然人」が含まれていたため刑事責任を追及することも可能であったと考えられます。

法院の解釈⁴第 11 条第 3 項では、具体的な状況⁵を列挙した上で、当該状況に該当する場合で、かつ正常な状況下で秘密情報の漏洩を十分に防止できるときは、秘密保護措置を講じたと認定しなければならないと規定しています。このため、具体的な状況について確認の上で、自社にとって実行可能な措置を実施し、かつ実施したことの証拠を残しておくことが重要です。

次に、侵害行為の立証責任の緩和の点については、従来、営業秘密の侵害行為は、その密行性から、侵害行為の証拠をつかんで立証することが困難でした。しかし、今回の改正により、接触の機会と実質的同一性等の証拠を提供することで立証責任を転換しうることになりましたので、この困難さがある程度緩和されたといえます。例えば、営業秘密を提供したことの証拠(取引先とのメールなど)や、また可能な限り秘密情報を特異なものとしておき、これとの一致を実質的同一性の証拠とすることなどが考えられます。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 11 月 16 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

⁴ 法釈[2007]2号、2007年1月12日公布、同年2月1日施行

⁵ 具体的には以下の内容が列挙されています。

- ① 秘密情報の開示範囲を限定し、知る必要がある関連人員のみにその内容を告知している場合
- ② 秘密情報の担体に対し、施錠等の保護措置を講じている場合
- ③ 秘密情報の担体上に秘密保持の表示を付する場合
- ④ 秘密情報に対しパスワード又はコード等を採用している場合
- ⑤ 秘密保持契約を締結している場合
- ⑥ 秘密に関わる機械、工場建物、作業場等の場所について訪問者を制限し、又は秘密保持を要求している場合
- ⑦ 秘密保持を確保するためのその他の合理的措置